

令和5年度
津山市農業委員会
定期総会

令和5年4月10日（月）14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員（18名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 高畑 亨 | 4. 齊藤 主税 |
| 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 | 8. 坂本 弘治 | 9. 筒塩 清美 |
| 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大峪 毅 | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 |
| 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 | | |

欠席委員（1名）

7. 小島 仁太郎

事務局（7名）

尾裕 局長	大田 次長	定兼 主任	上谷 主任	北原 主任
亀澤 主任	大内 主事			

津山市農業委員会総会（次第）

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員選出

4 議 事

1) 令和4年度業務報告

2) 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表
(案)

3) 令和5年度津山市農業委員会業務計画（案）

4) 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）

5) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）

5 その他

6 閉 会

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、津山市農業委員会定期総会を始めます。

本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。また、推進委員33名中5名の出席を頂いております。

本日は令和5年度最初の委員会でございますので、最初に両委員での定期総会、その後、農業委員の方は、農業委員集金会計及び4月定例会を開催させていただく流れとなっておりますこと、また、本日の定期総会では、令和4年度の活動実績報告や、令和5年度の活動計画を審議する場となっておりますので、推進委員の皆様にも出席していただき、ご意見を頂戴することとなっておりますが、推進委員の皆様におかれましては、議決自体にはご参加いただけないこととなっておりますことを、お伝えさせていただきます。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は長森会長をお願いいたします。

長 森 会 長

昨年度の農地法の改正により農業委員の役割が広がってきました。その中で地域計画の策定ということで、委員の皆様にも地域の皆様との積極的な地域計画の作成についての協議を行っていただき、目標地図の作成について関わっていただきますようよろしくお願いいたします。

コロナについてですが、都市部では増加傾向にあるということで、くれぐれも油断のないように体調管理をお願いできたらと思います。

それでは、議事録署名人を指名させていただきます。8番坂本委員、9番筒塩委員よろしくお願いいたします。

農業委員、推進委員ともに令和4年度の実績評価ならびに令和5年度の目標等を事前に意見を頂戴し、意見を元に議案として上程しております。

それでは議事1番及び2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは1番の令和4年度業務報告及び、2番の令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、を一括して説明させていただきます。

お手元の議案書3ページをご覧ください。まず会議関係でございますが、総会1回、定例会12回、運営委員会12回、研修会7回を行っております。また、活動内容でございますが、農地法の規定による審査をはじめとして、13の項目について活動をしております。

続きまして4ページに移らせて頂きます。こちらでは、農地関係の業務についての報告となります。農地法関係の審議、利用権設定等の関係、合意解約通知の関係、非農地通知書の関係、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、件数並びに面積等を記載しております。

5ページに移りまして、証明関係の取扱状況についての報告でございます。非農地証明をはじめとする160件の証明がございました。また、調査・研修等についてですが、年間を通して農地利用状況調査を行って頂き、研修については、「おかやま女性農業委員会」通常総会及び全体研修会や、市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会にご参加頂いております。

6ページに移りまして、農業者年金に関する報告でございます。こちらでは農業者年金事務についての件数を報告させて頂いております。令和4年度の届出の処理件数や、令和4年度末時点での被保険者及び受給権者数について記載しております。

7ページに移りまして、当委員会への委員等の選任でございます。津山市農政審議会等5つの審議会等に選任されております。

以上が令和4年度の業務報告でございます。

続きまして、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての説明をさせていただきます。お手元の議案書の8ページから13ページについての審議となります。この点検・結果及び活動強化月間

の活動内容欄については、皆様から頂いたご意見等を取りまとめさせて頂いたもの
でございます。令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表（案）につきましては、今回のご審議により決定頂きました後、
ホームページ上に公開する予定としております。

では、まず8ページですが、令和4年4月1日現在の状況となっております。

9ページに移りまして、1. 最適化活動の成果目標（1）農地の利用集積でござ
いますが、1,618h aの目標に対して、937h aの集積面積となり、57.9%の達成率
でございました。

次に9ページ後半から10ページにかけてですが、（2）遊休農地の発生防止・
解消についてですが、緑区分の遊休農地について解消が8.2h aの目標に対して1
2h aの解消となり、146%の達成率でございました。

次に10ページから11ページ、（3）新規参入の促進についてですが、今年度
の新規参入者は17経営体で、取得農地面積は8.1h aとなっております。今年度
は実施しておりませんが、今後新規参入者への貸し付け等の可否について農地所有
者の同意を得た上で公表する予定です。

次に11ページ後半、2 最適化活動の活動目標についてですが、今年度は月6日
を活動目標として活動記録簿を提出して頂き、また12月から2月の3カ月は活動
強化月間として最適化活動に取り組んで頂きました。新規参入相談会については長
森会長が津山北地域営農推進協議会に参加されました。津山市農業委員会としまし
ては、目標に対して期待取りの結果が得られました。推進委員等の点検・評価結果
につきましては、個人ごとに点検評価を行った結果、目標に対して期待通りの結果
が得られた方が13名、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が42名と
なりました。

最後に13ページについてですが、ここでは事務の実施状況をあげております。
令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公
表（案）についての説明は以上でございます。

長 森 会 長

只今、事務局から説明がありました。議案1番及び2番について皆様からご意見
がありますか。

*

長 森 会 長

ありません。

*

長 森 会 長

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

ありません。

事 務 局

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認しますので、議案中の（案）を
削除してください。よろしく願いいたします。それでは次に議事3番から5番に
ついて事務局から説明をお願いします。

それでは、3番の令和5年度津山市農業委員会業務計画（案）及び、4番の令和
5年度最適化活動の目標の設定等（案）、並びに5番の農地等の利用の最適化の推
進に関する指針（案）を一括して説明させて頂きます。まず、令和5年度津山市農
業委員会業務計画（案）について説明させて頂きます。

お手元の議案書の14ページから17ページでございます。まず、14ページの
基本方針及び重点項目は、記載されているとおりでございます。

続きまして15ページ農地関係計画案について、でございます。ここでは、農地
法等の法令によりその権限に属された事項の適正処理、無断転用防止、耕作放棄地
対策、農地紛争の解決、賃貸借情報の提供の5点を柱として計画をあげておりま
す。

続きまして農政関係計画案でございますが、16ページをご覧ください。この項
目においては、集落営農の組織化など3つの柱を計画にあげております。

続きまして、16ページ中ほどからの業務計画案に移ります。まず会議につい
て、でございますが、総会並びに定例会と通常の会議について計画をあげるととも
に運営委員会などの会議について計画をあげております。

17ページに移ります。研修・大会等への参加について、でございますが、委員

の皆様積極的に参加を賜りますようお願いいたします。次に、関係機関・団体等との連携について、でございますが、関係機関との連携を密にするとともに、農協をはじめとする各種農業団体との連携も密にする計画案とさせていただきます。続きまして、法定業務でございますが、3条・4条・5条の規定による所有権移転や転用、並びに違法転用の調査事務をはじめとした農地法事務、農用地利用集積事務、農業者年金事務の3つの柱を基本として、能率的で適正な事務処理を行う旨、計画案を作成しております。

以上が、令和5年度津山市農業委員会業務計画（案）の説明でございます。

続きまして、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についての説明をさせていただきます。お手元の総会資料の18ページから20ページについての審議となります。この「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」の課題欄及び活動強化月間の内容欄については、委員の皆様から頂いたご意見等を取りまとめさせていただきます。

18ページをご覧ください。ここでは、現在の農業委員会の状況について記載しております。

続きまして19ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の目標1最適化活動の成果目標（1）の農地の集積についてですが、担い手への現在の合計集積面積が937haとなっております。それに伴いまして、令和5年度の目標についてですが、集積面積994haを目標としております。続きまして、（2）の遊休農地の解消についてですが、現在の遊休農地面積は116haとなっており、うち緑区分の遊休農地面積が56ha、黄区分の遊休農地面積が60haとなっております。緑区分の遊休農地面積については現在の遊休農地面積の6分の1ずつを解消していくことを目標としています。また、黄区分については、関係機関と連携しながら解消のための工程表を策定予定です。

続きまして20ページをご覧ください。（3）新規参入の促進についてですが、今年度の「新規参入者への貸し付けについて、農地所有者の同意を得て公表する農地の面積」は過去3年間の平均の1割を目標とすることから22.1haとなります。2の最適化活動の活動目標についてですが、今年度も昨年に引き続き、活動目標日数を6日とします。また、活動強化月間につきましても昨年に引き続き、12月～1月の3カ月、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進について活動を行って頂きます。新規参入相談会についてですが、令和6年2月の晴れの国岡山就農セミナー&相談会への参加を予定しております。令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についての説明は以上でございます。

最後に、5番の農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてご説明させていただきます。この指針につきましては、津山市農業委員会では、平成28年に制定したものでありますが、農業委員会法の改正に伴い、改正内容を踏まえた内容に修正することが必要となりました。この指針の変更にあたっては、改正農業委員会法第7条第3項の規定により、推進委員の意見を聞くこととされているため、3月定例会の議案書送付時に修正案に対する意見の提出のお願いを同封させていただきました。ご返信いただいた皆様のご意見を反映して修正案を作成し、本日も審議をお願いするものです。なお、協議決定後は、改正農業委員会法第7条第4項の規定により、公表することとなります。

それでは、内容について説明させていただきます。

21ページをご覧ください。第1はこの指針を定めるにあたっての基本的な考え方を記載しておりますが、両委員が連携し活動すること、3年ごとの改選期に見直しをすることとしております。

次に、具体的な目標と推進方法についてですが、令和5年4月の数値を現状とし、遊休農地については、黄区分の農地は令和8年度末には0、緑区分の農地は令和11年度に0になることを目標に、利用状況調査、利用意向調査、非農地判断、中間管理機構との連携行うこととし、担い手への農地利用の集積・集約化について

は、毎年1%ずつの集積を目標に、新規参入の促進については、認定農業者を毎年3経営体、認定新規就農者を毎年2経営体、集落営農組織等を3年間に1経営体、新規参入の促進については、個人で毎年5人、法人で毎年1法人を目標に広報活動、地域での集会への参加、関係団体・機関との連携を行うこととしております。説明は以上です。ご協議をお願いします。

農業委員集金会計収支決算報告をさせていただきます。

会計期間ですが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。また、この集金に関しましては、会長及び、会長代理に監査をお願いすることとなっております。それでは、お配りしております決算書をご覧ください。

収入ですが、令和3年度からの繰越金と会費を合わせ、452,713円となっております。支出ですが、定例会のお茶、公務災害共済掛金、農業委員会手帳の購入などで75,240円となり、次年度に377,473円を繰り越しております。

以上、簡単ではありますが、令和4年度の農業委員集金会計 収支決算報告とさせていただきます。

報告は以上です。

長 森 会 長 只今、事務局から説明がありました。議案3番から5番について皆様からご意見がありますか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認しますので、議案中の(案)を削除してください。よろしく願いいたします。

以上をもちまして令和5年度定期総会の審議を終了いたします。

(14:30終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
